

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款第45条の規定に基づき、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に総務課、事業課、コンベンション推進課を置く。

(所掌事務)

第3条 総務課は次の事務を処理する。

- (1) 定款及び諸規程に関する事。
- (2) 理事会、評議員会その他の会議に関する事。
- (3) 加盟団体に関する事。
- (4) 予算・決算及び会計事務に関する事。
- (5) 財産（会館を含む。）の管理及び処分に関する事。
- (6) 文書の收受、発送及び保管並びに公印の保管に関する事。
- (7) 表彰に関する事。
- (8) 職員の任免、服務及び給与に関する事。
- (9) その他本会の運営に必要な事。

2 事業課は次の事務を処理する。

- (1) 沖縄県民体育大会等に関する事。
- (2) 競技力向上に関する事。
- (3) 国民体育大会等の派遣に関する事。
- (4) スポーツ少年団に関する事。
- (5) スポーツ指導者に関する事。
- (6) 広報に関する事。
- (7) その他、公益目的事業に関する事。

3 コンベンション推進課は次の事務を処理する。

- (1) スポーツコンベンションの受入・誘致に関する事。
- (2) その他、スポーツコンベンションに関する事。

(組織及び職務)

第4条 事務局に事務局長、課長、主査、主任及び主事を置く。

- 2 事務局長及び職員は理事長が任命する。
- 3 事務局長は理事長の命を受けて事務局を統轄する。
- 4 課長は上司の命を受け課の業務を掌理する。
- 5 主査、主任及び主事は上司の命を受け事務に従事する。
- 6 事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、課長がその職務を代行する。

(事案の決裁及び専決)

第5条 本会における事案の決裁者は、理事長とし、理事長はこの規程に定めるところにより、専務理事、事務局長及び課長に決裁権を委任することができる。

(理事長の決裁事案)

第6条 理事長は次のものを決裁する。

- (1) 評議員会及び理事会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案。
- (2) 本会運営に関する重要方針に関する事案。
- (3) 予算の編成及び決算に関する事案。
- (4) 評議員会及び理事会の運営に関する事案。
- (5) 定款に関する事案。
- (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、申達及び副申に関する事案。
- (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案。
- (8) 職員の任免（昇任、昇格を含む）分限、懲戒及び表彰に関する事案。
- (9) 予算流用に関する事案。
- (10) その他特に重要な事項に関する事案。

(専務理事の専決事案)

第7条 専務理事は、次のものを専決できる。

- (1) 評議員会及び理事会が決定した事項の執行に関する事案。
- (2) 諸規程に関する事案。
- (3) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案。
- (4) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案。
- (5) 職員の給与に関する事案。
- (6) 役員、事務局長の出張並びに他団体職員の出張依頼に関する事案。
- (7) その他重要な事項に関する事案。

(事務局長の専決事案)

第8条 事務局長は次のものを専決できる。

- (1) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案。
- (2) 一般的な申請、照会、回答、通知に関する事案。
- (3) 課長以下の出張に関する事案。
- (4) 課長の休暇及び勤務に関する事案。
- (5) 臨時雇員の雇用に関する事案。
- (6) その他比較的重要な事項に関する事案。

(課長の専決事案)

第9条 課長は次のものを専決できる。

- (1) 事実の証明に関する事案。
- (2) 定例的な照会、回答、通知及び軽易な会議に関する事案。
- (3) 主査以下の職員の休暇及び勤務に関する事案。
- (4) 小口現金の支払いに関する事案。

第10条 本規程第7条、第8条及び第9条各号によるほか事案決裁及び専決は別表第1に掲げるものとする。

(重要事項の専決)

第 11 条 この規程に定める専決事項であっても次の各号の一に該当するときは上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案が特に重要であり、上司の指示を受ける必要があると認められるとき。
- (2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるとき。
- (3) 紛議があるとき、又は処理の結果紛議の生ずるおそれがあると認められるとき
- (4) あらかじめその処理について、特に上司の指示を受けたもの。

(事案の代決)

第 12 条 理事長の決裁に属する事項で理事長が不在のときは、理事長があらかじめ指名した順序により、副会長が代決する。

- 2 理事長及び副会長がともに不在のときは、専務理事が代決する。
- 3 専務理事が専決すべき事項については、専務理事が不在の時は、事務局長が代決する。
- 4 事務局長が専決すべき事項については、事務局長が不在の時は、課長が代決する。

(代決できる事案)

第 13 条 前条により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。

- 2 重要な事案に関し、代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁又は、専決できる者の承認を得なければならない。

第 14 条 本規程第 6 条・第 7 条及び第 8 条各号の規定にかかわらず、定款及び本規程以外の諸規定に拘束される場合はこれに従う。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 32 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 この規程は、昭和 41 年 5 月 28 日から施行する。
- 3 この規程は、昭和 42 年 6 月 21 日から施行する。
- 4 この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、昭和 59 年 5 月 22 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 元年 6 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。
- 8 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 9 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。